

第 4 4 号議案

職員の退職手当に関する条例等の一部を
改正する条例の制定について

職員の退職手当に関する条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 2 8 号）
等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 3 月 4 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の退職手当に関する条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第
2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 5 項ただし書中「計算と」を「計算の基礎と」に改め
る。

第 9 条の見出し中「予言」を「予告」に改める。

第 1 0 条第 7 項第 2 号中「特別受給資格者」を「特例受給資格
者」に改め、同条第 1 1 項第 4 号中「もの」を「者」に改める。

第 1 9 条第 6 項中「第 1 2 条」を「第 1 6 条」に改める。

附則第 3 項中「2 0 年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、
その者の都合により退職した者」を削り、「1 0 0 分の 1 0 4」
を「1 0 0 分の 8 7」に改め、同項に後段として次のように加え
る。

この場合において、第 6 条の 5 第 1 項中「前条」とあるのは、
「前条並びに附則第 3 項」とする。

附則第 4 項中「3 6 年」の次に「以上 4 2 年以下」を加え、

「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第16条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を除く。）」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和49年亀岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条若しくは第5条」を「第3条から第5条まで」に改め、「20年以上」及び「、新条例第3条から第5条の3まで及び条例第38号附則第6項の規定にかかわらず」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改める。

附則第5項中「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を削り、「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「、新条例第3条第1項及び第5条の2並びに条例第38号附則第6項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第6項中「、新条例第5条から第5条の3まで及び条例第38号附則第6項の規定にかかわらず」を削る。

（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年亀岡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「44年」を「42年」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
第4条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年亀岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「退職手当の額が」を「額（当該勤続期間

が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第3項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が」に改め、「附則第8条の規定による改正後の」及び「附則第9条の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下この条において「新退職手当条例」という。)附則第3項(新退職手当条例附則第5項及び第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第4項においてその例による場合を含む。)及び第4項の規定の適用については、新退職手当条例附則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

第3条 第2条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第4項(同条例附則第6項においてその例による場合を含む。)及び第5項の規定の適用については、同条例附則第4項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間

においては「100分の92」とする。

第4条 第4条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

職員の退職手当に関する条例等の一部
を改正する条例案要綱

- 1 国家公務員の退職給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部改正に伴い、退職給付の官民均衡を図るため、退職手当の基本額に係る調整率を国に準じて、次のとおり段階的に引き下げること。

期 間	調 整 率
現行	104 / 100
平成25年4月1日～平成26年3月31日	98 / 100
平成26年4月1日～平成27年3月31日	92 / 100
平成27年4月1日以降	87 / 100

- 2 1の調整率は、退職事由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用すること。
- 3 その他所要の規定整備を図ること。
- 4 この条例は、平成25年4月1日から施行すること。